

ごみ集積場所ガイドライン

(目的)

第1条 このごみ集積場所ガイドライン（以下、本ガイドラインという）は、ごみの排出及び回収に関する新たな需要に対応すべく、ごみ集積場所について一定の基準及びルールを定め、ごみの散乱防止及びまちの環境、美観向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本ガイドラインにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ごみ集積場所」 ごみ集積施設及びごみ集積所
- (2) 「ごみ集積施設」 ごみの排出・収集のための施設（例ごみ箱）
- (3) 「ごみ集積所」 ごみの排出・収集のための用地（ごみ集積施設を設置する用地を含む）
- (4) 「集合住宅」 マンション・アパート・長屋・共同住宅・寄宿舍・グループホームなど、一戸建て専用住宅以外で専ら居住を目的に建てられる建築物

(設置)

第3条 新たにごみの排出及び回収が生じた時は、藍住町西クリーンステーション（以下、西CSと表記）と協議の上、起因者の負担によりごみ集積所を設置しなければならない。

- 2 2戸以上の分譲地又は集合住宅の場合は、分譲区域内（集合住宅にあつては敷地内）にごみ集積所を設け、ごみ集積施設を設置しなければならない。
- 3 地元自治会等が管理する既設のごみ集積施設を利用することが可能な場合は、前二項の規定を適用しないことができる。

(清掃管理)

第4条 ごみ集積場所の清掃管理は、使用者（ごみ排出者）が行うことを原則とする。

(説明)

第5条 第3条の規定に基づいて設置されたごみ集積場所の設置者（以下、施設設置者という）は、当該ごみ集積場所の使用予定者に対して前条の規定を説明しなければならない。

- 2 分譲地内に設置されたごみ集積場所について、新たな使用者に対して、従前の使用者（もしくは権利継承者等）は施設設置者に代わって、前条の規定を説明しなければならない。

(申請)

第6条 施設設置者は、設置工事着手までに別記様式1「塵芥集積所設置申請書」を西CSに提出しなければならない。

- 2 施設設置者又は使用者は、実際に施設を利用する一週間前までにごみの排出が開始される旨を西CSへ連絡しなければならない。

(規模)

第7条 第3条の規定に基づいて設置するごみ集積所の面積は別表1のとおりとする。

- 2 第3条の規定に基づいて設置するごみ集積施設容量及び間口の長さは別表2のとおりとする。
- 3 西CSが支障がないと判断したごみ集積場所については、前二項の規定を適用しないことができる。

(構造等)

第8条 ごみ集積所の床面の構造は、コンクリート又はアスファルト舗装等で、水が浸透せず、かつ、滞水することのない構造とすること。

- 2 ごみ集積所の位置は、開発区域の住民の利便性を考慮し、ごみ収集が容易にできる場所で、歩行者及び一般車両の通行に支障のない場所とすること。
- 3 ごみ集積施設の構造は、ごみが飛散しないような構造で、ごみの出し入れが容易に行えるような扉等を有し、屋外での使用に耐えうると認められる堅牢なものとする。また、風雨等による劣化に対してある程度の耐性を有する材質を用いること。
- 4 ごみ集積施設は、不用意に動いたり倒れたりすることがないような構造又はアンカーボルト等で固定すること。

(事前協議)

第9条 新たにごみの排出及び回収が生じる時は、あらかじめ西CSとごみ集積場所について協議をし、ごみ集積場所の設置等について承諾を得なければならない。

(地図の閲覧)

第10条 一般廃棄物処理実施計画の規定によりゴミ集積場所の位置を明示した地図の閲覧を希望する者は、ごみ集積場所地図閲覧申請書を提示しなければならない。

- 2 前項の閲覧の場所は、藍住町西クリーンステーションとする。

(適用除外)

第11条 本ガイドラインの目的の達成に支障がないと西CSが認めた場合は、西CSと協議の上、本ガイドラインの各規定によらないことができる。

附則

このガイドラインは平成21年9月1日から施行する。

別表1 (第7条第1項関係) ごみ集積所の面積

戸数	要確保面積
2戸	0.5 m ² 以上
3～5戸	1.2 m ² 以上
6～10戸	2.0 m ² 以上
11戸以上	個別協議

別表2 (第7条第2項関係) ごみ集積施設の容量及び間口の長さ

戸数	要確保容量	間口の長さ
2戸	120 L 以上	—
3～5戸	550 L 以上	1.2 m以上
6～10戸	1000 L 以上	
11戸以上	個別協議	個別協議

注間口の長さとは、ごみ集積施設へごみの出し入れができる部分をいう

年 月 日

ごみ集積場所地図閲覧申請書

(提出先) 藍住町長

申請者 住 所

(会社・町内会等)

氏 名

電話番号 ()

下記の住所周辺のごみ集積場所の閲覧を申請します。

住 所 等	藍住町 付近
	藍住町 付近
	藍住町 付近
閲覧所の表示	藍住町西クリーンステーション

(注) 地図のコピーは不可

受 付